

## 守谷市市有財産自動販売機設置事業者募集要項

守谷市では、行政財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、守谷市の公共施設に自動販売機を設置及び運営ができる設置事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項及び入札説明書を熟読し、内容を承知した上で参加すること。

### 1 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (7) 国税，都道府県民税及び市町村民税の未納がないこと。
- (8) 下記12（3）の一般競争入札参加申請に必要な書類を全て提出すること。
- (9) 物件番号③④⑤⑧⑪⑫⑭⑮⑯⑰⑳㉑㉒については、守谷市内に本店，支店又は営業所を有し，個人にあっては守谷市内に住所を有する者であること。

## 2 入札に付する事項等

### (1) 件名

守谷市市有財産自動販売機設置場所一時貸付

### (2) 自動販売機の設置場所及び設置寸法等

施設名	所在地	物件	貸付スペース(mm) 横幅×奥行×高さ	最低貸付料 (円/年)	備考
守谷市役所 (屋内)	守谷市大柏950番地の1	①	1,275×800×2,200	12,000	
		②	1,275×800×2,200	12,000	
		③	820×800×2,200	12,000	市内営業者のみ。
		④	820×800×2,200	12,000	市内営業者のみ。 ※6
		⑤	820×800×2,200	12,000	市内営業者のみ。
		⑥	1,275×800×2,200	12,000	
守谷中央図書館 (屋内)	守谷市大柏937番地の2	⑦	800×900×1,830	90,000	※7
守谷市保健センター (屋内)	守谷市本町631番地の1	⑧	1,200×930×2,000	12,000	市内営業者のみ。
		⑨	1,200×930×2,000	12,000	
守谷市上下水道事務所 (屋内)	守谷市百合ヶ丘二丁目2734番地の1	⑩	1,500×1,000×2,200	90,000	
守谷市中央公民館 (屋内)	守谷市百合ヶ丘二丁目2540番地の1	⑪	1,200×900×2,000	90,000	市内営業者のみ。
		⑫	1,200×900×2,000	90,000	市内営業者のみ。 ※6
		⑬	1,200×900×2,000	90,000	
守谷市郷州公民館 (屋内)	守谷市みずき野五丁目3番地3	⑭	1,250×800×1,900	90,000	市内営業者のみ。
守谷市高野公民館 (屋内)	守谷市高野935番地	⑮	1,100×900×2,400	90,000	市内営業者のみ。
もりや学びの里 (屋内)	守谷市板戸井2418番地	⑯	1,200×900×2,200	12,000	市内営業者のみ。
守谷市文化会館 (屋内)	守谷市久保ヶ丘一丁目19番地2	⑰	1,010×469×1,830	12,000	市内営業者のみ。
守谷市国際交流研修センター (屋内)	守谷市緑二丁目1番地の1	⑱	1,200×660×2,030	12,000	
守谷市市民交流プラザ (屋外)	守谷市御所ヶ丘五丁目25番地1	⑲	1,270×800×2,000	56,000	
		⑳	1,270×800×2,000	56,000	
		㉑	1,270×800×2,000	56,000	市内営業者のみ。
		㉒	1,270×800×2,000	56,000	市内営業者のみ。 ※8
守谷市南守谷児童センター (屋内)	守谷市けやき台四丁目5番地1	㉓	1,270×800×2,000	62,000	

- ※1 自動販売機転倒防止器具, 電気設備等は, 貸付スペース内に設置すること。
- ※2 自動販売機の設置寸法は, 加熱余地等を含んだ設置の許容面積とする。
- ※3 自動販売機は1台のみ設置できるものとする。
- ※4 販売する製品の種類は, 酒類を除く清涼飲料水とする。
- ※5 複数の物件を申込みすることも可能とする。
- ※6 物件番号④⑫は, 紙パック式飲料の自販機であること。
- ※7 物件番号⑦は, 豆引きコーヒーを主としたカップ自販機であること。
- ※8 物件番号⑫は, 販売品目が主に乳類飲料であること。
- ※9 物件番号⑦⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓は, 貸付料に電気料を含めるものとする。

### 3 契約上の主な条件

#### (1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は, 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)とします。

### 4 貸付条件

#### (1) 貸付期間

守谷市役所 (物件番号①～⑥)	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで (2年間)
上記以外の施設 (物件番号⑦～⑳)	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで (5年間)

#### (2) 貸付料

採用された入札金額をもって年額貸付料とし, 各年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納入すること。

#### (3) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は, 「自動販売機設置運営事業」の用途(以下「指定用途」という。)に供さなければならない。なお, 自動販売機の設置・運営に伴う工事費用その他必要とされる一切の経費については, 設置事業者の負担とする。

#### (4) 電気子メーター(守谷市役所①～⑥, 保健センター⑧⑨, もりや学びの里⑬, 守谷市文化会館⑰, 守谷市国際交流研修センター⑱のみ該当)

設置事業者は, 設置する自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。

なお, 設置するに当たっては, 転落防止策を講ずるなど, 安全に設置すること。

#### (5) 電気料(守谷市役所①～⑥, 保健センター⑧⑨, もりや学びの里⑬, 守谷市文化会館⑰, 守谷市国際交流研修センター⑱のみ該当)

設置者が自らの負担で設置した電力使用量計測用子メーターにより計測した使用量に基づき, 貸付料とは別に半年毎に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納入すること。

## (6) 設置条件

自動販売機は、指定した貸付スペースを越えないこと。

## (7) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期間の初日（午後1時～午後5時）に現況有姿の状態で引き渡します。返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復すること。

ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

## 5 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。なお、回収ボックスは、デザインを考慮したものとし、設置場所、使用済み容器等の回収については、施設管理者と協議すること。
- (3) 自動販売機の照明等の点灯時間は、各施設で指定した時間帯に設定すること。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認するとともに、清掃を行うこと。
- (5) 自動販売機の故障や問い合わせについては連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (6) 盗難等により商品及び設置機器が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。

## 6 使用上の制限

- (1) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 商品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (4) 電子マネー対応に配慮すること。
- (5) 設置する自動販売機は、環境に配慮すべき公共施設内にあることに鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
- (6) 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機を設置し、設置後は、その完了した旨を施設管理者に報告すること。
- (7) 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。

- (8) 電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに施設管理者に報告し、検査を受けること。
- (9) 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- (10) 商品の販売価格は、メーカー希望小売価格を上回らないこと。
- (11) 上記の使用上の制限に違反した場合には、貸付料総額（落札金額×5箇年＋消費税及び地方消費税）の100分の30に相当する額を、違約金として市に支払うこと。

## 7 市有財産一時貸付契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、契約を解除とする。
  - ア 市の都合により契約を取り消す必要が生じた場合。
  - イ 契約条項に違反する行為があると認める場合。
  - ウ 設置事業者が入札参加資格を失った場合。
  - エ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合。

## 8 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、貸付期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに市に書面により通知すること。

この場合、納入済の貸付料は還付しない。

## 9 貸付場所の原状回復等

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して施設管理者の確認を受けなければならない。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を守谷市に請求することができない。

## 10 自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

## 11 募集要項の配布期間及び場所

- (1) 期間 令和3年2月12日（金）から令和3年3月3日（水）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）  
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所 守谷市役所総務部管財課管財契約グループ  
※募集要項等は、守谷市ホームページからもダウンロード可。

## 12 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請に係る書類を申請場所に提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申請期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月3日（水）までの午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 申請場所

守谷市大柏 950 番地の 1

守谷市役所総務部管財課管財契約グループ

電話：0297-45-1795（直通）

(3) 申請書類（提出各 1 部）

	提出書類	法人	個人	備考
①	一般競争入札参加申込書	○	○	※別紙 様式 1
②	誓約書	○	○	※別紙 様式 2
③	自動販売機実績調書	○	○	※別紙 様式 3
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○		
⑤	身分証明書（市町村発行のもの）		○	
⑥	印鑑登録証明書	○	○	
⑦	国税に未納がないことを証する納税証明書（個人事業者は「その3の2」法人は「その3の3」）	○	○	
⑧	都道府県民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	
⑨	市町村民税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	※ 守谷市に納税義務がある場合、納税証明書を添付

※1 ④，⑤，⑥，⑦，⑧，⑨については，発行後3か月以内の原本とする。

※2 複数の物件に申込み場合，「① 一般競争入札参加申込書」は，申込み物件ごとに提出すること。なお，「① 一般競争入札参加申込書」以外の各証明書等は，1部ずつの提出で可。

(4) 申請方法

申請期間内に，申請に必要な書類を提出場所に直接持参するものとし，郵送，電話，ファックス，インターネットによる受付は行わない。

なお，提出書類は返却しない。

13 入札参加資格の確認等

上記 12 (3) の申請書類による入札参加の有無を確認し，令和3年3月10日（水）までに一般競争入札参加資格決定通知書を送付する。

#### 14 質疑書及び回答について

入札等の内容に関する質疑等については、下記の期間を設けて受付し、入札参加者に一斉に回答書を送付する。

##### (1) 質疑書受付期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月3日（水）の午前9時から午後5時（必着）までとする。

質疑がある場合のみ、守谷市役所総務部管財課管財契約グループに、持参すること。

##### (2) 質疑書の回答

受付期間内に提出された質疑書については、令和3年3月10日（水）までに入札参加者に、ファックスにて回答書を送付する。

なお、ファックスを所有していない者は、事前に申し出ること。

#### 15 入札及び開札の日時及び場所

##### (1) 日時

令和3年3月12日（金）午前10時

##### (2) 場所

守谷市大柏 937 番地の 2

守谷中央図書館 視聴覚室

#### 16 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加者名、入札金額を市のホームページで公表します。

#### 17 問い合わせ先

- ・入札・募集要項に関すること

守谷市役所総務部管財課管財契約グループ

電話 0297-45-1795（直通）

FAX 0297-45-2804